

外国人雇用の税務と社会保障制度

企業の人材不足解消のひとつとして外国人を雇用することが多くなっていきましました。外国人の採用にあたって、企業は就労の可否を確認するために在留カードの提示を求めなければなりません。

【就労の可否判断】

区分	在留資格の一例
就労制限のない 在留資格	日本人の配偶者等 永住者 永住者の配偶者等
就労できる 在留資格	投資・経営 法律・会計業務 研究 技術 人文知識・国際業務 企業内転勤 技能 技能実習
就労できない在留資格	短期滞在 留学 就学 研修 家族帯同

在留カード表面に「就労不可」の記載があっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可（原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く）」
- ②「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」

【税務】

国内法（所得税・住民税）

国籍のみで所得税の課税関係は判断されません。外国籍でも居住者であれば日本人と同じように所得に対しては所得税や住民税が課税されます。しかし、租税条約や租税協定のある国や地域の国籍の者については、一定の要件のもと所得税や住民税が免除されることがあります。

租税条約

各国と締結した租税条約がある場合には、租税条約の内容が優先されます。しかし、その内容は微妙に異なります。例えば同じ留学生（学生条項）でも免税になる要件や範囲に相違があります。

中国 第 21 条（学生）

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締結国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であって、現に他方の締結国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締結国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締結国の租税を免除する。

ベトナム 第 20 条 (学生)

専ら教育若しくは訓練を受けるため一方の締結国内に滞在する学生、事業修習者であって、現に他方の締結国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締結国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締結国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締結国外から支払われるものである場合に限る。

租税の減免等を受けるためには以下の手続きが必要です。

[届出] 租税条約に関する届出

[提出時期] 入国の日以後最初に報酬・交付金等の支払を受ける日の前日までに提出してください。

[提出方法] 報酬・交付金等の支払者ごとに届出書を正副 2 部作成して、その支払者に提出し、その支払者は、正本を、その支払者の所轄税務署に提出してください。

[添付書類]

留学生である場合 その者が在学する学校の発行する在学証明書 等

[留意事項]

日本の大学卒業後に社会人を経験した者が大学院に通学しているような外国人留学生は租税条約でいう「学生」条項の適用はなく免税となりません。

【社会保障制度】

国籍に関係なく雇用関係がある場合は、我が国の社会保障制度に加入しなければなりません。しかし社会保障協定を締結している下記の国においては一定の要件のもと、我が国の社会保障制度等の加入が免除されることもあります。

社会保障協定が発効済の国

ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア
オランダ チェコ スペイン アイルランド ブラジル スイス ハンガリー イン
ド ルクセンブルク

署名済未発効の国

イタリア フィリピン スロバキア

ちなみに厚生年金等に 6 か月以上加入していれば帰国等のときに脱退一時金を請求すること及び源泉所得税の還付請求もお忘れなく!!

西 山 会 計 事 務 所
<http://nishiyama-accountingfirm.com>